

法テラスとの連携のお願い

2024年 法テラス神奈川
TEL 050-3383-5360

法テラスの事業にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。
法テラスは、「身近で頼りがいのある司法」を目指す法人です。
連携の具体例を考えましたので、以下のうち、可能な範囲で、連携のご協力をお願い申し上げます。法教育での講師謝金（※無料の場合もありますのでご相談ください）や⑰の有資力者の場合に一部費用が発生します。

- ① リーフレットの備え置き。
- ② 各会議等での資料の配布と周知。
- ③ 各会議等で5分程度の業務説明（お知らせ程度。主に対面。職員による。）。
- ④ 短時間（15～30分）の業務説明（主にオンライン、少人数。職員による。）。
- ⑤ 60分前後の通常の業務説明（主に対面、質疑応答含む。職員による。）。
- ⑥ 90分前後の業務説明＋法教育（主に対面。職員＋弁護士による。）。
- ⑦ 60分前後の法教育（主に対面。一般市民向けイベント等。中学・高校生が法テラス事務所見学・弁護士職業研究を兼ねても良い。弁護士による。）。
- ⑧ 60分前後の法教育（主に対面。職員研修等向け。弁護士による。）。
- ⑨ 研修・授業等で法教育を希望する機関・団体（県立高校等）を紹介する。
- ⑩ 法テラス地方協議会（秋～冬実施予定）に参加する。
- ⑪ 法テラス地方協議会で、法テラスの業務運営について意見・要望を述べる。
- ⑫ オンラインで、法テラスの無料法律相談を行う。
- ⑬ 法テラス指定相談場所の指定を受け、法テラスの無料相談を定期実施する。
- ⑭ 各種のケース会議に弁護士派遣を要請する。
令和6年度は無料です。次年度以降は未定です。
- ⑮ 窓口等で相談希望者に法テラスの法律相談を紹介する。
債務、DV、離婚、相続、労働、消費者、不動産、各損害賠償、強制執行等。
- ⑯ （従来型）出張相談の申込を案内する（本人から申込み）。
65歳以上、重中度の障がいがある方等で、既設相談場所に行けない方。
- ⑰ 特定援助相談（出張相談）の申込をする（支援者から申込み）。
高齢・障がい等で認知機能が十分でない方。有資力者は5,500円負担。
- ⑱ その他の連携（共同イベント、共同広報、後援・協賛等）

以上